

# あなた と 都税

1  
月号

2018  
(平成30年)  
第577号

主税局イメージキャラクター  
タックス・タクちゃん



今月の特集は  
確認してみよう！償却資産の申告制度



## 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

1月31日(水)までにご申告ください

期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いいたします。

お問い合わせ先：資産が所在する区にある都税事務所

大島公園椿園 敷地面積は7haもあり、園内に植えられた約1,000品種3,200本の園芸品種と約5,000本のヤブツバキは11月～3月に見頃を迎えます。平成28年2月に「国際ツバキ協会」が認定する優秀な椿園である「国際優秀つばき園」に認定されました。



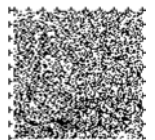
### 明けましておめでとうございます 東京都主税局長 目黒 克昭

東京都における、待機児童の解消や、高齢者対策の推進、災害に強い都市づくりなどの様々な施策は、皆様に納めていただいた都税により支えられています。

本年も、適正かつ公平な税務行政を進め、納税者の皆様へのサービス向上に努めるとともに、税の仕組みをよりわかりやすくお伝えしてまいります。引き続き、適正な申告や納期内納税へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

新年が皆様にとりまして良い年でありますよう、心からお祈り申し上げます。

平成30年 元旦



教えて!

## 特集

# タク ちゃん

## 確認してみよう！償却資産の申告制度

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)。  
どのような場合に申告が必要となるのか、タクちゃんたちと確認してみましょう。

Q1

### 償却資産って何だろう？

タクちゃん



どのような資産が申告の対象になるのかな？  
下の3つからすべて選んでね。

- ①飲食店のテナントが取り付けた家具
- ②家庭で使用するパソコン
- ③会社で使用するコピー機

タクちゃん



償却資産は固定資産税の1つだよ。具体的には、  
土地・家屋以外の「事業用資産」で、「減価償却」さ  
れるべき資産のことを指すよ。だから、仕事に使っていな  
ければ\*申告する必要はないよ。

ということで、正解は・・・①飲食店のテナントが取り付  
けた家具と③会社で使用するコピー機 だよ。

タクちゃん



事業用資産でも、家屋として固定資産税が課され  
ている資産や自動車税が課されている資産などは  
申告対象とならないから注意が必要だよ。右ページのコラ  
ムで申告対象となる主な償却資産を紹介してるから、確認  
してみてね。

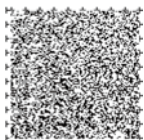
\*地方税法では、「事業の用に供することができる資産」と規定してい  
るため、実際に仕事で使用してなくても申告の対象となる場合があ  
ります。

### <償却資産の例>

ルームエアコン



屋外広告物



Q2

### いつまでに申告すればいいの？

ノンちゃん



償却資産の申告はいつまでにすればいいのかしら？  
下の3つから選んでね。

- ①1月1日
- ②1月31日
- ③4月1日

ノンちゃん



1月1日時点で23区内に償却資産を所有してい  
る人は、1月31日までに都税事務所に申告する  
必要があるのよ。

ということで、正解は・・・②1月31日 よ。

ノンちゃん



償却資産の申告は資産の所在する区ごとにする必  
要があるわ。2つの区で事業をしている場合は、  
それぞれの区にある都税事務所に申告書を提出することにな  
るの。法人二税の申告先の都税事務所とは異なる場合があ  
るから注意が必要ね。

\*固定資産税は市町村税ですが、23区内においては特例で都税とし  
て東京都が課税しています。

チェック



### 主税局ホームページのご案内

申告の手引きや様式、Q & Aを掲載しています。  
< <http://www.tax.metro.tokyo.jp> >

東京都主税局 償却資産

検索



\*固定資産税(償却資産) ページ内 タクちゃんが目印です!



## 償却資産の課税までの流れ (東京都23区の場合)

1月1日現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。

<例：東京都 償却資産申告書様式>

【償却資産申告書(償却資産課税台帳)】



【種類別明細書(増加資産・全資産用)】



申告をもとに償却資産の価格等が決定され、決定された内容は課税台帳に登録されます。価格等の算出の結果、各区ごとに課税標準額が150万円以上の場合は6月上旬に各都税事務所から納税通知書が交付されます。

【税額＝課税標準額×税率(1.4%)】

納期は通常4回に分かれ、年間を通して納めていただきます。

## 申告対象となる主な償却資産 (業種別)

業種	資産の名称
共通	コピー機、パソコン、LAN設備、屋外広告物、ルームエアコン等
製造業	製造設備、旋盤、梱包機等
印刷業	製版機、印刷機、断裁機等
建設業	大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト)等
娯楽業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、ボーリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫等
小売業	陳列棚、陳列ケース等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機等
医業 歯科医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット)等
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
不動産貸付業 駐車場業	発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、駐車場の舗装等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク等
ホテル・旅館業	ベッド、家具、テレビ、厨房設備等

\*この表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。詳細は、資産の所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

## 平成29年度東京都税制調査会答申を取りまとめました

東京都税制調査会(会長：池上岳彦・立教大学経済学部教授)は、地方分権の時代にふさわしい地方税制及び個人所得課税、地方消費税、資産課税など、直面する税制上の諸課題について検討を重ね、地方消費税の清算基準やふるさと納税のあり方などに関する提言を盛り込んだ答申を取りまとめ、平成29年11月24日知事へ提出しました。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/>



【写真】答申の手交の様子  
池上会長(左)から小池都知事(右)へ

